

。 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
第六条 第二条ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ調整ノ区域内ニ於ケル主要ナル陸上交通事業ヲ包括シ経営スルニ至リタル会社ニシテ勅令ニ依リ指定スルモノノ定款ノ変更、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号ニ規定スル短期社債ヲ除ク）ノ募集、合併、分割及解散ノ決議八国土交通大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ	第六条 第二条ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ調整ノ区域内ニ於ケル主要ナル陸上交通事業ヲ包括シ経営スルニ至リタル会社ニシテ勅令ニ依リ指定スルモノノ定款ノ変更、社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項ニ規定スル短期社債ヲ除ク）ノ募集、合併、分割及解散ノ決議八国土交通大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ